

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	1
○ 兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	8

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第6号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(料金の額等)」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「85,000円」を「110,000円」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表に規定する管理規程で定めるがんは、肝臓内のがんで治療部位と異なる部位に発生したがん（当該治療部位から転移したものを除く。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の前日に入院した者に係る出産介助料については、改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第7号

兵庫県立柏原看護専門学校学則及び兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程

(兵庫県立柏原看護専門学校学則の一部改正)

第1条 兵庫県立柏原看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 成績の評価及び卒業（第22条―第26条）」

を

「第5章 成績の評価及び卒業（第22条―第26条）」

第5章の2 職員の組織及び運営会議（第26条の2・第26条の3）」に改める。

第7条中

「前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで」

を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 前期 4月1日から8月31日まで

(2) 後期 9月1日から翌年3月31日まで

第9条第1項ただし書を削る。

第11条中「第56条」を「第90条第1項」に改める。

第13条各号を次のように改める。

(1) 高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者（卒業見込みである者を含む。）にあつては、当該高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書及び調査書

(2) 学校教育法第90条第1項の規定に該当する者（前号に掲げる者を除く。）にあつては、これを証する書類

第20条の見出しを「(転入学及び転学)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学校長は、他の学校又は養成所への転学を希望する学生があるときは、当該学生の申請に基づき、当該学生に係る在学証明書その他転学に必要な書類を当該他の学校又は養成所に送付するものとする。

第22条第2項ただし書を削る。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 職員の組織及び運営会議

(職員の組織)

第26条の2 学校に学校長、副校長、教務主任その他の職員を置く。

(運営会議)

第26条の3 学校の業務の円滑な遂行を図るため、学校に運営会議を置く。

2 運営会議に必要な事項は、学校長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

授 業 科 目 等

教育内容		授 業 科 目	単位数	授業時間数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30	
		情報と統計	1	30	
	人間と生活、社会の理解	哲学	1	30	
		心理学	1	30	
		生涯発達心理学	1	30	
		教育学	1	30	
		社会学	2	30	
		家族関係論	1	15	
		人間関係論	1	30	
		英会話	1	30	
		英語	1	30	
		保健体育	1	30	実技を含む。

		小 計	13	345		
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学	細胞・組織	1	30	
			器官系Ⅰ	2	60	
			器官系Ⅱ	1	30	
		看護形態機能学	1	30		
		生化学	1	30		
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30		
		症候学	1	30		
		治療学	1	30		
		病態生理学Ⅰ	1	30		
		病態生理学Ⅱ	1	30		
		病態生理学Ⅲ	1	30		
		微生物学	1	30		
		薬理学	1	30		
		栄養学	1	15		
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	2	30		
		社会福祉	2	30		
		関係法規	1	15		
		マネジメント論	1	15		
			小 計	21	525	
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	2	45	
			看護援助論Ⅰ	2	60	
看護援助論Ⅱ			1	30		
看護方法論Ⅰ			1	30		
看護方法論Ⅱ			1	30		
フィジカルアセスメントⅠ			1	30		
フィジカルアセスメントⅡ			1	30		
看護研究			1	30		
臨地実習 基礎看護学		基礎看護学実習Ⅰ	1	45		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90		
			小 計	13	420	
		成人看護学概論	1	15		
		成人看護方法Ⅰ	1	30		

専門分野 Ⅱ	成人看護学	成人看護 方法Ⅱ	クリティカルケア	1	15		
			周手術期看護	1	30		
			リハビリテーション期の看護	1	30		
			慢性期の看護	1	30		
			ターミナルケア	1	30		
	老年看護学	老年看護学概論		1	30		
		老年看護方法Ⅰ		1	15		
		老年看護方法Ⅱ		2	60		
	小児看護学	小児看護学概論		1	15		
		小児看護方法Ⅰ		1	30		
		小児看護方法Ⅱ		2	60		
	母性看護学	母性看護学概論		1	15		
		母性看護方法Ⅰ		1	30		
		母性看護方法Ⅱ		2	60		
	精神看護学	精神看護学概論		1	30		
		精神看護方法Ⅰ		1	15		
		精神看護方法Ⅱ		2	60		
	臨地 実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ		2	90	
			成人看護学実習Ⅱ		2	90	
			成人看護学実習Ⅲ		2	90	
		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ		2	90	
			老年看護学実習Ⅲ		2	90	
		小児看護学	小児看護学実習		2	90	
		母性看護学	母性看護学実習		2	90	
		精神看護学	精神看護学実習		2	90	
小 計			39	1,320			
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論		1	15		
		在宅看護方法Ⅰ		2	60		
		在宅看護方法Ⅱ		1	30		
	看護の統合と実践	看護安全教育概論		1	30		
		看護安全教育方法論		1	30		
		災害看護		1	30		

		看護の統合演習	1	30	
臨地 実習	在宅看護論 実習	在宅看護論実習	2	90	
	看護の統合 と実践	統合実習	2	90	
小 計			12	405	
総 計			98	3,015	

(兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部改正)

第2条 兵庫県立淡路看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 成績の評価及び卒業（第22条－第26条）」

を

「第5章 成績の評価及び卒業（第22条－第26条）」

第5章の2 職員の組織及び運営会議（第26条の2・第26条の3）」

に改める。

第7条中

「前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで」

を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 前期 4月1日から8月31日まで

(2) 後期 9月1日から翌年3月31日まで

第9条第1項ただし書を削る。

第11条中「第56条」を「第90条第1項」に改める。

第13条各号を次のように改める。

(1) 高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者（卒業見込みである者を含む。）

にあつては、当該高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書及び調査書

(2) 学校教育法第90条第1項の規定に該当する者（前号に掲げる者を除く。）にあつては、これを証する書類

第20条の見出しを「(転入学及び転学)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学校長は、他の学校又は養成所への転学を希望する学生があるときは、当該学生の申請に基づき、当該学生に係る在学証明書その他転学に必要な書類を当該他の学校又は養成所に送付するものとする。

第22条第2項ただし書を削る。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 職員の組織及び運営会議

(職員の組織)

第26条の2 学校に学校長、副校長、教務主任その他の職員を置く。

(運営会議)

第26条の3 学校の業務の円滑な遂行を図るため、学校に運営会議を置く。

2 運営会議に必要な事項は、学校長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

授 業 科 目 等

授 業 科 目	単 位 数	授 業 時 間 数	備 考

基礎分野	論理学	1	30	
	情報科学	1	30	
	心理学	1	30	
	カウンセリング	1	15	
	哲学	1	30	
	保健体育	1	30	
	レクリエーション論	1	15	
	家族社会学	1	30	
	文化人類学	1	15	
	英語・英会話Ⅰ	2	60	
	英語・英会話Ⅱ	2	60	
	小 計	13	345	
専門基礎 分野	解剖生理学Ⅰ	1	15	
	解剖生理学Ⅱ	1	30	
	解剖生理学Ⅲ	2	30	
	疾病総論	1	30	
	疾病各論Ⅰ	1	30	
	疾病各論Ⅱ	1	30	
	疾病各論Ⅲ	1	30	
	疾病各論Ⅳ	1	30	
	疾病各論Ⅴ	2	45	
	生化学	1	30	
	栄養学	1	30	
	薬理学	1	30	
	微生物学	1	30	
	医療倫理	1	30	
	公衆衛生	1	30	
	健康教育	2	30	
	社会福祉	1	15	
	関係法規	1	15	
小 計	21	510		
	看護学概論	1	45	
	基本技術	1	30	

専門分野 I	援助技術 I		2	60		
	援助技術 II		1	30		
	看護過程の展開技術		1	30		
	看護研究・学習支援		1	30		
	経過別看護		1	15		
	主要症状別看護		2	45		
	治療処置別看護		2	45		
	臨地実習	基礎看護学実習 I		1	45	
		基礎看護学実習 II		2	90	
小 計			15	465		
専門分野 II	精神看護学	精神保健		1	30	
		性科学		1	15	
		精神臨床看護		1	30	
		精神障害のある患者の看護過程		1	15	
	母性看護学	母性看護概論		1	15	
		母性臨床看護		2	60	
		産 褥・褥 婦の看護過程		1	15	
	小児看護学	小児看護概論		1	30	
		小児臨床看護		2	45	
		患児の看護過程		1	15	
	成人看護学	成人看護概論		1	30	
		成人臨床看護		4	120	
		成人患者の看護過程		1	45	
	老年看護学	老年看護概論		1	30	
		老年臨床看護		2	45	
		老年患者の看護過程		1	15	
	臨地実習	精神看護学実習		2	90	
		母性看護学実習		2	90	
		小児看護学実習		2	90	
		成人看護学実習 I		2	90	
成人看護学実習 II		2	90			
成人看護学実習 III		2	90			
老年看護学実習 I		2	90			

		老年看護学実習Ⅱ	2	90	
		小 計	38	1,275	
統合分野	在宅看護論	地域医療論	1	30	
		在宅看護概論	1	15	
		在宅看護方法	1	30	
		訪問看護計画	1	30	
	看護の統合と実践	看護管理Ⅰ	1	30	
		看護管理Ⅱ	2	60	
		総合的技術評価	1	30	
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90	
		統合実習	2	90	
			小 計	12	405
		総 計	99	3,000	

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の兵庫県立柏原看護専門学校学則別表及び第2条の規定による改正後の兵庫県立淡路看護専門学校学則別表の規定は、平成21年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第8号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「病院局経営課医事指導係長」を「病院局経営課副課長」に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。